

建築基準法施行細則（昭和35年10月20日規則第63号）

目次

- 第1章 総則（第1条 第3条）
- 第2章 定期報告、検査等（第4条 第8条）
- 第3章 積雪荷重等（第9条 第12条）
- 第4章 災害危険区域内における建築許可申請等（第13条 第18条）
- 第5章 都市計画区域及び準都市計画区域内における建築等許可申請等（第19条 第24条）
- 第5章の2 建築協定（第24条の2 第24条の5）
- 第6章 意見の聴取（第25条 第33条）
- 第7章 建築審査会（第34条 第36条）
- 第8章 雑則（第37条 第39条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号。第3条第1項第2号を除き、以下「条例」という。）及び長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の規定に基づき、法の施行等について必要な事項を定めるものとする。

（建築主事の所管事務）

第2条 長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の規定に基づき建設部建築指導課に置かれる建築主事は、地階を除く階数が5以上であり、かつ、延べ面積が5,000平方メートル以上である建築物に係る、法第6条第4項の規定による審査又は確認及び法第18条第3項の規定による審査を行うものとする。

2 長野県組織規則の規定に基づき地方事務所に置かれる建築主事は、当該地方事務所の管轄区域内及び当該地方事務所の所在する市の区域（佐久地方事務所にあつては小諸市の区域、上小地方事務所にあつては東御市の区域、諏訪地方事務所にあつては岡谷市及び茅野市の区域、上伊那地方事務所にあつては駒ヶ根市の区域、松本地方事務所にあつては塩尻市及び安曇野市の区域、長野地方事務所にあつては須坂市及び千曲市の区域、北信地方事務所にあつては飯山市の区域を含む。）内における建築物等に係る法の規定に基づき建築主事の権限に属するものとされている事務のうち、前項に掲げる事務以外の事務を行うものとする。

（図書等の添付）

第3条 省令第1条の3第7項の規定により、同条第1項又は第4項の規定に定めるもののほか、確認申請書に添付しなければならない図書は、次の各号に掲げる建築物について当該各号に定める図書とする。

- (1) 災害危険区域内の建築物 第15条に規定する許可申請に対する許可書の写し
- (2) 都市計画区域又は準都市計画区域内の建築物 法第49条から第50条までの規定による条例の規定に適合しているものであることを証する書面

2 省令第4条の8第1項第5号の規定により、中間検査申請書に添付しなければならない書類は、建築工事施工結果報告書（様式第1号）並びに建築工事における材料及び部位の試験、検査その他の施工の状況を知事が別に定めるところにより記載した書類とする。

第2章 定期報告、検査等

(定期報告に係る建築物の指定)

第4条 法第12条第1項の規定により、特定行政庁が指定する建築物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの
- (2) 劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場又は観覧場(屋外観覧場を除く。)の用途に供する建築物で、客席の部分の床面積が300平方メートルを超えるもの
- (3) 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (4) 百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの
- (5) ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの(避難階以外の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるものを含む。)
- (6) ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの
- (7) キャバレー、ナイトクラブ、バー、料理店、飲食店、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの(避難階以外の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるものを含む。)
- (8) 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、地階を除く階数が5以上で、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (9) 事務所の用途に供する建築物で、地階を除く階数が5以上で、かつ、その用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

(定期報告に係る建築物の除却等の届出)

第4条の2 前条各号に掲げる建築物を除却し、又は使用を休止しようとするときは、建築物除却・使用休止届(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により休止の届出をした建築物については、当該建築物の使用を休止している間は、法第12条第1項の規定による調査及び報告を要しない。

3 第1項の規定による休止の届出をした建築物の使用を再開しようとするときは、建築物使用再開届(様式第2号の2)に省令第5条第3項に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 前条各号に掲げる建築物の所有者、管理者又は名称を変更したときは、建築物(建築設備等)の所有者等変更届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。(定期検査に係る建築設備等の指定)

(定期検査に係る建築設備等の指定)

第5条 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する昇降機は、エレベーター、小荷物専用昇降機(クレーン等安全規則(昭和47年労働省令第34号)の適用を受けるものを除く。)及びエスカレーターとする。ただし、一戸建等の個人住宅に設置された昇降機を除く。

2 法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する建築設備は、第4条各号に掲げる建築物の設備で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 換気設備(法第28条第2項ただし書の換気設備及び同条第3項の換気設備(特殊建築物の居室に設置されたものを除く。))に限る。ただし、自然換気設備及び知事が別に定める換気扇を除く。)

(2) 排煙設備(法第35条の排煙設備で政令第126条の3第1項第8号の排煙機を有するものに限る。)

(3) 非常用の照明装置(法第35条の非常用の照明装置(政令第126条の5第1号の八の予備電源を内蔵したものを除く。))に限る。)

3 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により特定行政庁が指定する工作物は、政令第138条第2項各号に掲げるものとする。

(定期検査に係る建築設備等の廃止等の届出)

第5条の2 前条第1項及び第2項に規定する建築設備又は同条第3項に規定する工作物(以下「建築設備等」という。)を廃止し、又は使用を休止しようとするときは、建築設備等廃止・使用休止届(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定により休止の届出をした建築設備等については、当該建築設備等の使用を休止している間は、法第12条第3項の規定による検査及び報告を要しない。

3 第1項の規定による休止の届出をした建築設備等の使用を再開しようとするときは、建築設備等使用再開届(様式第4号の2)に省令第6条第3項に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 前条各項に規定する建築設備等の所有者、管理者又は名称を変更したときは、建築物等の所有者等変更届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

5 建築物の除却、休止又は第4条の2第3項の規定による使用の再開と同時に建築設備等の廃止、休止又は第3項の規定による使用の再開(以下「建築設備等の廃止等」という。)を行う場合にあっては、第4条の2第1項又は第3項の規定による届出書に建築設備等の廃止等に係る事項を記載することをもつて、それぞれ第1項又は第3項の規定による届出をしたものとみなす。

(定期報告の時期)

第6条 省令第5条第1項の規定により特定行政庁が定める時期は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第4条第1号及び第6号に係るものについては、昭和47年4月1日から昭和48年3月31日までの期間を始期として3年ごととする。

(2) 第4条第2号及び第3号に係るものについては、昭和47年10月1日から昭和48年9月30日までの期間を始期として2年ごととする。

(3) 第4条第4号、第5号及び第7号に係るものについては、昭和46年10月1日から昭和47年9月30日までの期間を始期として2年ごととする。

(4) 第4条第8号及び第9号に係るものについては、昭和62年4月1日から昭和63年3月31日までの期間を始期として3年ごととする。

2 一の建築物が前項各号の2以上に該当するときは、同項の規定にかかわらず、次の各号に定める時期を省令第5条第1項の規定により特定行政庁が定める時期とする。

(1) 前項第1号及び第4号に該当する場合にあつては、当該報告の始期及び間隔は次に定めるとおりとする。

ア 始期 昭和62年4月1日から昭和63年3月31日までの期間

イ 間隔 3年

(2) 前項第2号及び第3号に該当する場合にあつては、当該報告の始期及び間隔は次に定めるとおりとする。

ア 始期 当該各号に規定する第4条各号ごとに、その用途に供する部分の床面積(同条第2号にあつては、客席の部分の床面積とする。)を合算した値が最も大きくなる場合における当該号に係る始期

イ 間隔 2年

(3) 前項各号に規定する報告の始期及び間隔が異なる場合にあつては、当該報告の始期及び間隔は次に定めるとおりとする。

ア 始期 前項第2号又は第3号に規定する第4条各号ごとに、その用途に供する部分の床面積(同条第2号にあつては、客席の部分の床面積とする。)を合算した値が最も大きくなる場合における当該号に係る始期

イ 間隔 2年

3 省令第6条第1項の規定により特定行政庁が定める時期は、昭和46年4月1日から昭和47年3月31日までの期間を始期として1年ごととする。

第7条 削除

第8条 削除

第3章 積雪荷重等

(多雪区域の指定等)

第9条 政令第86条第2項ただし書の規定により指定する多雪区域は、垂直積雪量が1メートル以上の区域とし、その区域における積雪の単位荷重は、積雪量1センチメートルにつき30ニュートン以上とする。

2 政令第86条第3項の規定により定める垂直積雪量の数値は、別表第1に定める算式により求めたものとする。

3 知事は、局所的地形要因による影響等を考慮する必要があると認める区域については、前項の規定にかかわらず、当該区域の垂直積雪量の数値を別に定めるものとする。

(積雪荷重の制限)

第10条 政令第86条第7項による表示は、建築物の積雪荷重に関する制限(様式第5号)によるものとする。

第11条 削除

第12条 削除

第4章 災害危険区域内における建築許可申請等

(災害危険区域の指定等の公示)

第13条 条例第2条第3項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項を明示して行うものとする。

(1) 区域の名称

(2) 当該区域に含まれる範囲

(災害危険区域の標識の設置)

第14条 条例第3条に規定する標識は、様式第6号によるものとする。

(許可の申請)

第15条 条例第4条ただし書又は第5条ただし書の規定により許可を受けようとする者は、災害危険区域内建築許可申請書(様式第7号)正副2部に、それぞれ別表第2に掲げる図書(木造の建築物にあつては、構造計算書を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。

(工事現場における許可の表示)

第16条 条例第4条ただし書又は第5条ただし書の規定による許可を受けた建築主は、当該工事現場の見やすい場所に災害危険区域内建築許可済の表示(様式第8号)を掲示しておかなければならない。

(工事完了届)

第17条 条例第4条ただし書又は第5条ただし書の規定による許可を受けた建築主は、当該許可に係る工事が完了したときは、工事完了届(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、当該許可に係る建築物が、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を受けたものであるときは適用しない。

(区域指定関係図書の縦覧)

第18条 条例第2条の規定により知事が指定した災害危険区域の関係図書は、長野県建設部建築指導課及び関係の地方事務所において一般の縦覧に供する。

第5章 都市計画区域及び準都市計画区域内における建築等許可申請等

(道路の位置指定申請書)

第19条 省令第9条に規定する申請書は、道路の位置指定申請書(様式第10号)によらなければならない。

(道の指定)

第20条 法第42条第2項の規定により指定する道は、地方公共団体が管理する幅員が4メートル未満1.8メートル以上の道及び旧市街地建築物法(大正8年法律第37号)第7条ただし書の規定により建築線を指定した道路とする。

(私道の変更等)

第21条 法第42条第1項第3号又は第5号の規定による私道を変更し、又は廃止しようとする者は、私道の変更(廃止)届(様式第11号)に、省令第9条に規定する図面を添えて知事に提出しなければならない。

(建築等許可申請書等の添付図書)

第22条 省令第10条の4第1項の規定により規則で定める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 省令第1条の3第1項の表1の(い)の項に掲げる図書
- (2) 省令第1条の3第1項の表1の(ろ)の項に掲げる図書
- (3) 省令第1条の3第1項の表2の(30)の項の(ろ)欄に掲げる図書のうち日影図及び日影形状算定表(日影による中高層の建築物の高さの制限に係る許可又は建築物の高さに関する許可に係る場合に限る。)
- (4) 縮尺、方位、土地の境界、地番、地目並びに土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物に関して権利を有する者の氏名を明示した地籍図(以下この条において「地籍図」という。)

2 省令第10条の4第4項の規定により規則で定める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 省令第3条第2項の表に掲げる図書
- (2) 地籍図

3 省令第10条の4の2第1項の規定により規則で定める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 省令第1条の3第1項の表の1の(い)の項に掲げる図書
 - (2) 省令第1条の3第1項の表の1の(ろ)の項に掲げる図書
 - (3) 省令第1条の3第1項の表2の(30)の項の(ろ)欄に掲げる図書のうち日影図及び日影形状算定表(法第55条第2項の規定による認定に係る場合に限る。)
 - (4) 地籍図
- (敷地の指定)

第23条 法第53条第3項第2号の規定により指定する敷地は、次の各号に掲げる敷地とする。

- (1) 敷地の周辺の長さの3分の1以上が道路、公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地
- (2) 敷地の周辺の長さの6分の1以上が幅員15メートル以上の道路に接する敷地
- (3) 敷地の周辺の長さの6分の1以上が道路に接し、かつ、その道路の反対側に公園、広場、水面その他これらに類するものがあり、これらの幅員の合計が20メートル以上となる敷地

(道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定の特例)

第24条 政令第130条の12第5号の規定により規則で定める建築物の部分は、法第44条第1項第4号の許可を受けた公共用歩廊等に接続して敷地内に設けられるアーケード、がんぎ及び渡り廊下とする。

第5章の2 建築協定

(建築協定認可申請)

第24条の2 法第70条第1項又は第76条の3第2項の規定による認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書(様式第12号)正副3部に、それぞれ、次の各号に掲げる書類(法第76条の3第2項の規定による認可を受けようとする場合にあつては、第3号及び第9号に掲げる書類を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 建築協定書
- (2) 建築協定を締結しようとする理由を記載した書類
- (3) 申請者の代表権限を証する書類
- (4) 建築協定区域並びに当該区域内の地形及び地物を表示する図面
- (5) 建築協定区域隣接地を定めた場合にあつては、当該建築協定区域隣接地の区域並びに当該区域内の地形及び地物を表示する図面
- (6) 建築協定区域内の土地の所有者等(法第69条に規定する土地の所有者等をいう。以下同じ。)の全員の住所及び氏名並びに当該土地の所有者等の権利の目的となつている土地(当該土地について土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定による仮換地の指定(以下「仮換地の指定」という。)があつた場合には、当該仮換地に対応する従前の土地)の所在地及びその持分を記載した書類
- (7) 建築協定区域内の土地(仮換地の指定があつた場合には、当該仮換地に対応する従前の土地)及び建物の登記事項証明書
- (8) 仮換地の指定があつた場合には、その指定の事実を証する書類
- (9) 建築協定について、土地の所有者等の全員の合意を証する書類
(建築協定の変更認可申請等)

第24条の3 法第74条第1項又は第76条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けようとする者は、建築協定変更(廃止)認可申請書(様式第12号)正副3部に、それぞれ、次の各号に掲げる書類(建築協定を廃止しようとする場合にあつては、第1号及び第4号に掲げる書類を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 変更後の建築協定書
- (2) 建築協定を変更(廃止)しようとする理由を記載した書類
- (3) 申請者の代表権限を証する書類
- (4) 建築協定区域又は建築協定区域隣接地の区域を変更する場合にあつては、変更後のこれらの区域並びに当該区域内の地形及び地物を表示する図面
- (5) 建築協定区域内の土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに当該土地の所有者等の権利の目的となつている土地(仮換地の指定があつた場合には、当該仮換地に対応する従前の土地)の所在地及びその持分を記載した書類
- (6) 建築協定区域内の土地(仮換地の指定があつた場合には、当該仮換地に対応する従前の土地)及び建物の登記事項証明書
- (7) 仮換地の指定があつた場合には、その指定の事実を証する書類
- (8) 建築協定について、土地の所有者等の全員(建築協定の廃止の場合にあつては、過半数)の合意を証する書類

(借地権消滅等届)

第24条の4 法第74条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届(様式第13号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 法第74条の2第1項又は第2項に該当することを証する書類
- (2) 法第74条の2第1項又は第2項の規定により建築協定区域から除かれた土地の位置を表示する図面

(建築協定加入届)

第24条の5 法第75条の2第1項の規定により建築協定に加入しようとする者は、建築協定加入届(様式第14号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 土地(仮換地の指定があつた場合には、当該仮換地)の位置を表示する図面
- (2) 土地(仮換地の指定があつた場合には、当該仮換地に対応する従前の土地)の登記事項証明書
- (3) 仮換地の指定があつた場合には、その指定の事実を証する書類

2 法第75条の2第2項の規定により建築協定に加入しようとする者は、建築協定加入届(様式第14号)に次の各号に掲げる書類(建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者等のうち一のものが加入しようとする場合にあつては、第1号及び第6号に掲げる書類を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 届出者の代表権限を証する書類
- (2) 土地(仮換地の指定があつた場合には、当該仮換地)の位置を表示する図面
- (3) 土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに当該土地の所有者等の権利の目的となつている土地(仮換地の指定があつた場合には、当該仮換地に対応する従前の土地)の所在地及びその持分を記載した書類
- (4) 土地(仮換地の指定があつた場合には、当該仮換地に対応する従前の土地)及び建物の登記事項証明書
- (5) 仮換地の指定があつた場合には、その指定の事実を証する書類
- (6) 加入について、土地の所有者等の全員の合意を証する書類

第6章 意見の聴取

(意見の聴取の請求書)

第25条 法第9条第3項又は第8項(法第10条第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取の請求は、書面によりしなければならない。

(意見の聴取の議長)

第26条 法の規定に基づく意見の聴取は、知事又は知事の指定した県の職員が議長となり、これを行う。
一部改正〔昭和45年規則73号・47年2号・58号・50年9号・平成6年39号・19年11号〕

(開会及び閉会等)

第27条 議長は、開会を宣し、意見を聴取し、閉会を宣する。

(発言の承諾)

第28条 意見の聴取の場所における発言は、議長の許可を受けなければならない。

(意見の聴取の秩序維持)

第29条 議長は、意見の聴取の進行を妨げ、又は不当な行状をする者に対して、退出を命じその他意見の聴取の秩序を維持するために必要な処置をとることができる。

(入場の制限)

第30条 議長は、意見の聴取の場所の秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(傍聴人)

第31条 傍聴人は、意見の聴取の場所で発言することができない。

(意見の聴取の延期)

第32条 知事は、災害その他やむを得ない理由により、意見の聴取を行うことができない場合は、意見の聴取の期日を延期するものとする。

2 知事は、前項の規定により意見の聴取の期日を延期したときは、その旨並びに次の意見の聴取の期日及び場所を、当該期日の2日前までに、意見の聴取の請求者に通知するとともに、これを公告するものとする。

(記録)

第33条 議長の指定した県の職員は、会議のてん末を記録し、署名するものとする。

第7章 建築審査会

(記録)

第34条 長野県建築審査会(以下本章中「審査会」という。)の議長は、会議のてん末を記録し、出席委員2名とともに署名するものとする。

(書記)

第35条 審査会に書記を置く。

2 書記は、県職員のうちから知事が任命する。

3 書記は、会長の命を受け、事務に従事する。

(会長への委任)

第36条 この章に定めるもののほか、審査会の会議に関し必要な事項は、会長が定める。

第8章 雑則

(手数料の減免)

第37条 知事は、災害により住宅を滅失し、又は破損した場合において、その災害の発生した日から6月以内に住宅を建築し、又は大規模の修繕をするときは、当該建築物に係る長野県手数料徴収条例別表第1の68の(1)、(3)、(4)、(6)及び(42)から(49)までに規定する手数料の納付を免除する。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、長野県手数料徴収条例別表第1の68の(1)、(3)、(4)、(6)及び(42)から(49)までに規定する手数料を、当該手数料の額のそれぞれ2分の1の額の範囲内で減ずることができる。

(1) 法令の規定に基づく官公庁の処分により、現にある建築物又は工作物を移転するため、法に基づく確認を要することとなるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めるとき。

3 前2項の規定による手数料の免除又は減額は、申請により行うものとする。

4 前項の規定による申請は、建築基準法による確認(完了検査、中間検査)申請手数料免除(減額)申請書(様式第15号)によりしなければならない。

(計画概要書等の閲覧等)

第38条 省令第11条の4第3項の規定により、同条第1項に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分等概要書及び全体計画概要書(以下「建築計画概要書等」という。)の閲覧所を、建築計画概要書等に係る建築物等の所在地を管轄する地方事務所(市にあつては、その市に所在する地方事務所。ただし、小諸市にあつては佐久地方事務所、東御市にあつては上小地方事務所、岡谷市及び茅野市にあつては諏訪地方事務所、駒ヶ根市にあつては上伊那地方事務所、塩尻市及び安曇野市にあつては松本地方事務所、須坂市及び千曲市にあつては長野地方事務所、飯山市にあつては北信地方事務所。次条において同じ。)に設ける。

- 2 長野県の休日を守る条例(平成元年長野県条例第5号)第1条第1項各号に掲げる日は、建築計画概要書等を閲覧することができない。
- 3 建築計画概要書等の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。計画概要書等の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
- 4 建築計画概要書等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備える確認申請書等に関する図書の閲覧簿に必要な事項を記入し、係員に申し出なければならない。
- 5 建築計画概要書等を閲覧する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 係員の指示に従つて所定の場所で閲覧すること。
 - (2) 建築計画概要書等を汚損し、又は損傷しないこと。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- 6 知事は、建築計画概要書等を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(書類の経由)

第39条 法、政令、省令及びこの規則の規定に基づき知事に提出する書類は、別に定めるものを除き、申請等に係る土地又は建築物等の所在地を管轄する地方事務所の長を経由しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和35年11月1日から施行する。
- 2 次の規則は、廃止する。
 - (1) 建築基準法施行細則(昭和25年長野県規則第99号。以下「旧規則」という。)
 - (2) 建築物に関する確認手数料徴収規則(昭和25年長野県規則第89号)
 - (3) 長野県建築許可申請手数料徴収規則(昭和34年長野県規則第64号)
- 3 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 4 この規則施行前に旧規則の規定に基づいて調整した簿冊及び用紙は、この規則施行の後においても、当分の間使用することができる。

附 則(昭和38年4月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年2月17日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和40年7月15日規則第39号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和40年7月16日から施行する。(後略)

附 則(昭和41年8月15日規則第46号)

(施行期日)

この規則は、昭和41年8月16日から施行する。(後略)

附 則(昭和41年9月29日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年5月31日規則第32号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則(昭和44年9月29日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 12 月 28 日規則第 73 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 46 年 1 月 1 日から施行する。

（経過処置）

2 この規則施行の日から起算して、3 年を経過する日（その日前に都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、同法第 20 条第 1 項（同法第 22 条第 1 項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があつた日）までの間は、この規則による改正後の建築基準法施行細則（以下「改正後の施行細則」という。）第 14 条のうち、法第 48 条第 1 項ただし書、同条第 2 項ただし書、同条第 3 項ただし書、同条第 4 項ただし書、同条第 5 項ただし書、同条第 6 項ただし書、同条第 7 項ただし書、同条第 8 項ただし書（法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）、法第 52 条第 2 項、同条第 3 項、法第 53 条第 2 項第 2 号、法第 55 条第 1 項ただし書及び法第 56 条第 3 項に係る部分の規定並びに改正後の施行細則第 31 条第 3 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号の規定は適用せず、この規則による改正前の建築基準法施行細則（以下「改正前の施行細則」という。）第 16 条のうち建築基準法の一部を改正する法律（昭和 45 年法律第 109 号）による改正前の建築基準法（以下「改正前の法」という。）第 49 条第 1 項ただし書、同条第 2 項ただし書、同条第 3 項ただし書、同条第 4 項ただし書（改正前の法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）、改正前の法第 50 条第 1 項ただし書、同条第 2 項ただし書（改正前の法第 87 条第 2 項又は第 3 項において準用する場合を含む。）、改正前の法第 55 条第 3 項第 2 号、改正前の法第 57 条第 1 項ただし書及び改正前の法第 58 条第 4 項に係る部分の規定並びに改正前の施行細則第 32 条第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（昭和 47 年 1 月 31 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 12 月 20 日規則第 58 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 4 月 23 日規則第 17 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 3 月 31 日規則第 9 号）

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 7 月 28 日規則第 31 号）

この規則は、昭和 50 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 10 月 31 日規則第 42 号）

この規則は、昭和 52 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 3 月 26 日規則第 6 号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

（経過処置）

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

附 則（昭和 55 年 3 月 17 日規則第 3 号）

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 1 月 12 日規則第 2 号）

この規則は、昭和 56 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（昭和56年4月30日規則第23号）

この規則は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月29日規則第13号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月2日規則第4号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年11月16日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日規則第7号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月27日規則第4号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成元年5月1日から施行する。（後略）

附 則（平成元年3月27日規則第6号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成2年3月26日規則第5号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第3条中建築基準法施行細則第22条の改正規定及び第37条第2号の改定規定（第44条第1項ただし書を第44条第1項第4号に改める部分に限る。）は公布の日から（中略）施行する。

附 則（平成3年3月28日規則第4号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成4年7月6日規則第38号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成5年3月25日規則第6号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月24日規則第24号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年6月25日から施行する。（経過処置）
- 2 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）附則第4条の規定によりなおその効力を有するとされる同法第2条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「旧法」という。）第48条第1項ただし書、同条第2項ただし書、同条第3項ただし書、同条第4項ただし書、同条第5項ただし書、同条第6項ただし書、同条第7項ただし書及び同条第8項ただし書（旧法第87条第2項若しくは第3項又は同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けようとする者に係る建築等許可申請書及び用途地域における建築等許可申請手数料については、この規則による改正前の建築基準法施行細則第22条及び第37条第4号の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行前に、この規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成6年3月28日規則第9号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月25日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第24条の改正規定は、平成6年7月29日から施行する。

附 則（平成6年9月29日規則第39号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日規則第12号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第27号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月30日規則第40号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（経過処置）

2 平成12年4月1日前においてこの規則による廃止前及び改正前のそれぞれの規則の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年5月31日規則第44号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成13年10月11日規則第50号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条及び様式第7号の改正規定並びに次項の規定は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成14年3月25日規則第10号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第37条第1項及び第2項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月1日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月25日規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月20日規則第45号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年2月7日規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第1条中建築基準法施行細則別表第1の改正規定（

「	山口村	1.2	0	
	明科町	0.7	0	」

を

「	明科町	0.7	0	」

に改める部分に限る。) (中略) は、同年2月13日から施行する。

附 則 (平成17年2月28日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

3 不動産登記法(平成16年法律第123号)附則第5条の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、次の各号に掲げる規則の規定に規定する登記事項証明書とみなす。

(1) 第1条の規定による改正後の同条第3号に掲げる規則の規定

(2)から(5)まで (略)

附 則 (平成17年9月20日規則第51号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (略)

(2) 第2条中建築基準法施行細則別表第1の改正規定(中略) 平成18年3月6日

(3) (略)

附 則 (平成18年3月31日規則第32号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月31日規則第54号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第11号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)第3条第2項及び様式第1号は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知(以下「確認申請等」という。)がされた建築物について適用し、施行の前日に確認申請等がされた建築物については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に使用を休止している改正前の建築基準法施行細則(以下「旧規則」という。)第4条各号に掲げる建築物の所有者又は管理者は、その建築物の使用を再開しようとするときは、新規則第4条の2第3項の規定による建築物使用再開届(様式第2号の2)を知事に提出しなければならない。

4 この規則の施行の際現に使用を休止している旧規則第5条第1項及び第2項に規定する建築設備又は同条第3項に規定する工作物の所有者又は管理者は、その建築設備又は工作物の使用を再開しようとするときは、新規則第5条の2第3項の規定による建築設備等使用再開届(様式第4号の2)を知事に提出しなければなら

ない。

5 この規則の施行の日前に開始した建築基準法第12条第1項の調査又は同条第3項の検査については、なお従前の例による。